

芦屋町教育委員会会議録

令和4年第3回定例会

日 時 令和4年3月1日(火) 15時40分 ～ 16時25分

場 所 芦屋町役場3階 課長会議室

「出席委員」	委 員	長 戸 隆 弘
	委 員	井 上 弘 行
	委 員	吉 崎 強 志
	委 員	森 山 真 奈 美
	教 育 長	三 柵 賢 二

「委員以外の出席者」	学校教育課長	木 本 拓 也
	生涯学習課長	本 石 美 香
	指 導 主 事	大 貫 昌 平
「書 記」	学校教育係長	矢 野 健 太

「議事日程」

第1 会期の日程について

第2 会議録署名委員の指名について

第3 教育長提出議案

議案第10号 芦屋町英語検定料補助金交付要綱の制定について

議案第11号 芦屋町国際理解教育推進事業補助金交付要綱の制定について

議案第12号 芦屋町学校給食費の負担軽減措置に関する要綱の制定について

議案第13号 芦屋町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る意見聴取について

第4 協議事項

○令和4年度芦屋町教育委員会の基本方針について

○令和4年度芦屋町学校教育の重点取組について

○令和4年度小中学校入学式の実施について

第5 報告・連絡

○議会の議決を経るべき議案に対する町長への意見申出について

(教育長に対する事務委任規則第4条第2項の規定に基づく報告)

○3月、4月の行事予定について

第6 その他

○教育長

「開会宣告」

ただいまから令和4年第3回芦屋町教育委員会定例会を開会します。

— 開会宣告 15時40分 —

「会議録署名委員」

○教育長 本日の署名委員は、長戸委員・吉崎委員をお願いします。

第3 教育長提出議案

●議案第10号 芦屋町英語検定料補助金交付要綱の制定について

○教育長 議案第10号芦屋町英語検定料補助金交付要綱の制定について

○学校教育課長 (芦屋町英語検定料補助金交付要綱の制定について説明※資料のとおり)

「補足」英語検定の補助制度について、令和3年第11回定例会から協議いただいておりますが、英語検定料を全額補助するための要綱が整いましたので提案するものです。

○教育委員 3カ年の期限付き制度ですが、延長することはありえるのですか。

○学校教育課長 3年目でやめるではなくて、3年目で検証し、4年目以降について考えようという意味での3年です。

○教育長 この件について、他に質問はありませんか。ないようでしたら、議案第10号について承認してよろしいでしょうか。

— 満場一致で承認 —

●議案第11号 芦屋町国際理解教育推進事業補助金交付要綱の制定について

○教育長 議案第11号芦屋町国際理解教育推進事業補助金交付要綱の制定について

○学校教育課長 (芦屋町国際理解教育推進事業補助金交付要綱の制定について説明※資料のとおり)

「概要」中学生を対象に海外ホームステイ事業を実施しておりますが、コロナ禍でここ2年中止となっております。来年度についても、海外ホームステイは難しいと判断し、代替事業として国内英語研修施設での研修を予定し、予算化しています。これについて、海外ホームステイ同様に研修に随行してもらおう教員に対して日当分を補助することを目的に今回要綱を制定するものです。

○教育長 この件について、何か質問はありませんか。ないようでしたら、議案第 11 号について承認してよろしいでしょうか。

－ 満場一致で承認 －

●議案第 12 号 芦屋町学校給食費の負担軽減措置に関する要綱の制定について

○教育長 議案第 12 号芦屋町学校給食費の負担軽減措置に関する要綱の制定について

○学校教育課長 (芦屋町学校給食費の負担軽減措置に関する要綱の制定について説明 ※資料のとおり)

「補足」給食費の補助については長年協議いただき、最後は令和 3 年第 12 回定例会にて協議いただきました。これについて、要綱が整いましたので提案するものです。

○教育長 この件について、何か質問はありませんか。ないようでしたら、議案第 12 号について承認してよろしいでしょうか。

－ 満場一致で承認 －

●議案第 13 号 芦屋町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る意見聴取について

※本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項にもとづき公開しないものとする。(議会に回答する事項のため)

－ 満場一致で承認 －

第 4 協議事項

●令和 4 年度芦屋町教育委員会の基本方針について

○教育長 (令和 4 年度芦屋町教育委員会の基本方針について説明 ※資料のとおり)

「概要」下線部が昨年からの変更点になりますが、本年度オンライン授業に取り組み、コロナ禍において来年度の実施可能性もあることから追加しています。次に、芦屋中学校が令和 2 年度からの 3 カ年で受けている「福岡県学力向上推進拠点校事業」が、発表の年となりますのでその旨を記載しています。最後に、令和 4 年度から 2 年間、福岡県の指定を受け、「体験型英語学習推進事業」の英語教育モデルの開発を推進することとしています。これについて、芦屋町が英語教育に

力を入れているということで、北九州教育事務所から話があったものです。英語体験施設での学習であったり、オンライン英会話を含む英会話教室等実施し、英語教育モデルを作成していくというものです。補助率は福岡県予算の範囲内という条件の2/3で、360人程度を対象とする事業となっています。具体的に何を行うかまでは決定しておりませんが、この事業に取り組んでいきたいと考えています。

○教育委員

対象者は360人とのことですが、実際に英語体験施設に行くのはこの中から選抜された人になるのですか。

○教育長

この事業は360人全員を対象としなければならないため、英語体験施設での学習は実質無理だと考えています。ただし、既にご説明しているとおり、町の単独事業として小学生16人を対象に英語体験施設での学習を行います。また、芦屋町ではICTの取り組みにも力を入れているので、オンライン英会話の方向で検討していきたいと考えています。

他に質問や意見はありませんか。ないようでしたら、この基本方針で進めていってよろしいでしょうか。

— 委員了承 —

●令和4年度芦屋町学校教育の重点取組について

○教育長

(令和4年度芦屋町学校教育の重点取組について説明※資料のとおり)

「概要」令和3年度は重点取組として、ICT教育とシビックプライドを掲げておりましたが、それに「英語教育の充実」を加えています。また、「小・中連携による学力向上の取組」は外せませんので、これを基盤として、「芦屋町を誇りに思い、確かな学力と豊かなコミュニケーション力を持った児童生徒の育成」に取り組んでいきたいと思えます。

この件について、何か質問はありませんか。ないようでしたら、このとおり進めていってよろしいでしょうか。

— 委員了承 —

●令和4年度小中学校入学式の実施について

○教育長

令和4年度小中学校入学式の実施について

○学校教育課長

(令和4年度小中学校入学式の実施について説明※資料のとおり)

「概要」中学校入学式を4月12日(火)、小学校入学式を4月13日

(水)として、来賓については卒業式同様制限し、保護者については2名以内と考えているところです。

第5 報告・連絡

●議会の議決を経るべき議案に対する町長への意見申出について

○教育長 議会の議決を経るべき議案に対する町長への意見申出について

○生涯学習課長 先ほど教育長提出議案第13号にてご審議いただきました議会からの意見聴取に関連するものになります。本条例案の作成にあたって、本来ならば2月14日(月)の臨時会のように、事前にご審議いただかなければならないものです。しかし、早急に町長へ意見回答しなければならない状況であったため、事務委任規則第4条第1項「教育長は第2条に定める事案については、教育委員会を招集する暇がない場合に限り、教育長が臨時に代理することができる。」の規定により、今回これを適用させていただきました。また、これを適用した場合は次回の教育委員会に報告するものとすると同規則第4条第2項に規定されておりますので、本日ご報告させていただきます。

●3月、4月の行事について

○教育長 3月、4月の行事について

○学校教育課長 (3月、4月の行事について説明 ※資料のとおり)

○生涯学習課長 (3月、4月の行事について説明 ※資料のとおり)

「修正」4月2日(土)・3日(日)の釜の里「さくらコンサート」を4月1日(金)・2日(土)に修正。

第6 その他

○生涯学習課長 本日3月1日(火)から5月29日(日)までの間、芦屋釜の里で「八木孝弘茶の湯釜展～独立までの歩み～」と題して、八木さんの作品をメインに企画展を開催しています。また、今月の26日(土)にいよいよ八木さんの工房及びギャラリーがフルオープンする予定となっております。

「閉会宣告」

4月の定例会は4月5日(火)9時00分から開催します。

5月の定例会は5月6日(金)13時30分から開催します。

— 閉会宣告 16時25分 —